

平成28日8月16日
特定非営利活動法人東京養育家庭の会
理事長 青葉 紘宇

平成29年度養育家庭制度への要望書

平素、養育家庭へのお心遣い、ご指導に対しお礼申し上げます。

私たち里親は、一定の社会生活を営み、その上で社会的貢献をしたいと思いを持って里親登録をしています。

現在、東京都では児童福祉審議会の中で、里親に関する検討が進められています。それらの中には、今後の里親制度や私たち里親の方向を指し示す事柄もあります。その中のいくつかについて要望いたします。

これまでの支援は親担当児童相談所を中心に、里親の支援を行っています。私たち里親は子供を養育するにあたり、子供の課題に沿った支援を望んでいます。

従来の里親支援に加えて、子供支援の充実を図ることが望まれています。

子供支援に当たっては、これまでの里親担当を中心に支援機関に加え、同じ社会的養護を必要とする子供を対象としている児童養護施設・乳児院の里親専門相談員の参加を強く希望いたします。

乳児の発達にとって、1対1の人間関係の重要性は広く知られるところです。早期の養育家庭委託については、実親の承諾の問題や安全上の問題等課題はありますが、乳児院との協働や地域子育て機関との連携により乗り越えられることも多いと思われます。乳児の早期委託の促進が重要と考えます。

平成29年度養育家庭制度への要望

1、養育家庭の状況から

○児童相談所への要望

- (1) 里親担当児童相談所・子供担当児童相談所の機能を明確にしてください。
- (2) 近年増加している発達障害など課題を抱えている子供に対し、適切な対応のできる体制を整えて下さい。
- (3) 子供の自立については子ども自身にとっても、里親にとっても大きな課題となっています。常に社会的養護の子供であることを自覚させる対応と自立に向けたプログラムを明確にしてください。
- (4) 児童相談所は子供の保護に当たり、予防接種・里親委託の承諾を取るようになっています。
- (5) 各児童相談所の対応を標準化してください。
 - ① 児童相談所が年度初めに行う学校への説明に、希望する里親を同席させてください。
 - ② 課題を抱えた子供が増加しています。必要に応じ関係者会議を実施してください。
 - ③ 家庭訪問を土・日も実施してください。

○東京都への要望

- (1) 施設に里親専門相談員が配置され数年が経過しましたが、制約が多く十分な活用がされていません。里親の相談にのり、里子への支援が行えるようにしてください。
- (2) 共働き養育家庭が増加や保護者会参加等幼稚園に通園しているもの延長保育を必要とするケースがあります。延長保育料を支給してください。
- (3) レスパイトの届け出に時間がかかり緊急時に間に合わない場合があります。届け出を簡素化するとともに、乳児院や養護施設の利用がし易い体制を整えて下さい。
- (4) 一時保護委託が増加しています。委託児童と同様の支援をしてください。
- (5) 「里親のしおり」を早めに（6月頃）送付してください。

2、子供の生活の質を高めるために

- (1) 小・中学生の地域クラブ参加促進費を増額してください。
- (2) 高校生については携帯電話や部活の経費、通学定期代の経費が増えており、里親負担となっています。特別育成費の増額、及び考え方の見直しをしてください。
- (3) 保険外診療費（医療的矯正歯科・差額ベット）を公費で保証してください。

3、高校卒業後の課題として

- (1) 措置解除～進学・就職等に関わらず数年くらいまでは、家族の支援のない生活には厳しいものもあます。健康保険・住宅費・学費援助・相談等の支援を整備してください。措置延長を促進してください。
- (2) 大学等へ進学した場合、住宅費のウエイトが高いため、里親宅に場を求める場合が多くあります。厚労省通知にあるように措置延長をルール化してください。
- (3) 住宅賃貸契約に関して、里親が契約者になることが不動産屋から求められます。契約者となっても東社協の互助制度を活用できるようにルールを改正してください。
- (4) アフターケア経費の支給に関する確認書類の簡素化を図ってください。

4、その他

- (1) 委託等推進会議に参加する里親を2名増やしてください。
- (2) 平成13年までは里親子に関して「年次報告書」が出されています。それ以降の「年次報告書」を作成してください。
- (3) 区市町村要養護児童対策協議会に里親も参加できるように、すべての区市町村に働きかけてください。
- (4) 里親の孤立を防ぐために里親会への加入を促して下さい。
- (5) 里親子の関係が不調になり、変更する例が毎年発生しています。現状を明らか
にしてください。